

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本県水上村

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	90.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.6	%
全職員	77.4	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	98.7	%
本庁課長補佐相当職	98.2	%
本庁係長相当職	108.1	%

#### (2) 勤続年齢別

勤続年齢	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	102.7	%
31～35年	96.7	%
26～30年	85.6	%
21～25年	79.7	%
16～20年	104.7	%
11～15年	108.4	%
6～10年	93.2	%
1～5年	89.9	%

#### 【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員で男性職員の割合は56%であり、女性職員の割合は44%である。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員の76%が女性職員である。
- ・扶養手当について、世帯主など男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性職員割合は69%である。
- ・職員を数える単位として「月」を用いて換算。